5　首席情報企画官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。

第十六条第一項中「九十二人」を「八十九人」に改める。

第二十条の見出し中「生産安全専門官」の下に「、農薬国際審査官」を加え、同条第一項中「四人」の下に「、農薬国際審査官一人」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　農薬国際審査官は、外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整を要する農薬の登録の審査に関する事務を行う。

第二十六条の見出し及び同条第一項中「、金融専門官」を「、高度化基盤整備専門官、金融専門官、消費税転嫁対策官」に改め、同条中第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　消費税転嫁対策官は、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）第三条及び第八条の規定に違反する行為の防止及び是正に関する事務を行う。

第二十六条第八項の次に次の一項を加える。

9　高度化基盤整備専門官は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第二条第三項に規定する高度化基盤整備に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二十七条の見出し中「新事業創出専門官」の下に「、知的財産専門官」を加え、同条第一項中「三人」の下に「、知的財産専門官一人」を加え、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　知的財産専門官は、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における知的財産の活用に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二十八条の見出し中「海外展開・輸出促進室」を「海外展開・輸出戦略室及び海外輸入規制対策室」に、「輸入規制対策専門官」を「海外輸入規制対策専門官」に改め、同条第一項中「海外展開・輸出促進室」を「海外展開・輸出戦略室及び海外輸入規制対策専門官」に、「二人及び輸入規制対策専門官一人」を「一人及び海外輸入規制対策専門官三人」に改め、同条第二項中「海外展開・輸出促進室」を「海外展開・輸出戦略室」に改め、同項第一号中「こと」の下に「（海外輸入規制対策室の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第三項中「海外展開・輸出促進室」を「海外展開・輸出戦略室」に改め、同条第七項中「輸入規制対策専門官は」を「海外輸入規制対策専門官は、命を受けて」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「、命を受けて」を削り、同項を同条第八項とし、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4　海外輸入規制対策室は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する事務のうち海外における輸入の規制に対する対策に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

5　海外輸入規制対策室に、室長を置く。

第三十二条第一項中「三人を」を「四人を」に改める。

第三十三条第一項中「企画官一人」を「企画官二人」に、「五人」を「四人」に改め、同条第二項第一号中「、業務勘定及び調整勘定」を削り、同項第二号中「並びに」の下に「同特別会計の食糧管理勘定に属する」を加え、同条第五項中「企画官は」の下に「、命を受けて」を加え、同条第八項中「、業務勘定及び調整勘定」を「に係る監査及び同特別会計の業務勘定（国有財産の管理及び処分に関する部分に限る。）」に改める。

第四十五条の見出し中「及び会計専門官」を「、会計専門官及び消費税転嫁対策官」に改め、同条第一項中「及び会計専門官」を「、会計専門官一人及び消費税転嫁対策官」に改め、同条に次の一項を加える。

9　消費税転嫁対策官は、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する消費税転嫁対策特別措置法第三条及び第八条の規定に違反する行為の防止及び是正に関する事務の総括に関する事務を行う。

第四十七条第一項中「十一人」を「十二人」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二　農地法第四十五条第一項に規定する土地、立木、工作物及び権利（以下「国有農地等」という。）の管理及び処分に関すること。

第四十七条第二項第三号を削り、同条第六項中「食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定に属する国有財産」を「国有農地等」に改める。

第七十九条中「四人」を「五人」に改める。

第八十九条中「二人」を「三人」に改める。

第百条第一項中「四人」を「五人」に改める。

第百六十二条中第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

第百六十四条中第二十号及び第二十一号を削り、第十九号を第二十一号とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十九　食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定の経理に関すること。

二十　国有農地等の管理及び処分に関すること。

第百六十七条中「次に掲げる」を「農林水産業及びこれに従事する者に関する統計その他農林水産省の所掌事務に係る統計の作成及び提供並びにその作成に必要な調査に関する」に改め、同条各号を削る。

第百七十条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　農林水産省の所掌事務に係る情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。

第百七十八条第一項中「十人を、」を「九人を、」に、「十三人」を「十二人」に改める。

第百九十一条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　国有農地等の管理及び処分に関すること。

第百九十一条第五号を削る。

第百九十八条の見出し中「及び管理官」を「、管理官及び農地集積指導官」に改め、同条第二項中「食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定に属する国有財産」を「国有農地等」に改め、同条第四項中「食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定に属する国有財産」を「国有農地等」に改め、「他の会計への」を削り、同条に次の二項を加える。

5　第一項に掲げるもののほか、関東農政局、中国四国農政局及び九州農政局の経営・事業支援部農地政策推進課に、それぞれ農地集積指導官一人を置く。

6　農地集積指導官は、地方農政局の管轄区域内における農地の利用の集積に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百五条の見出しを「（農政調整官、土地改良指導官及び農地集団化推進官）」に改め、同条第三項中「換地に関する事務」の下に「（農地集団化推進官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条に次の二項を加える。

4　第一項に掲げるもののほか、関東農政局、近畿農政局及び中国四国農政局の農村計画部土地改良管理課に、それぞれ農地集団化推進官一人を置く。

5　農地集団化推進官は、地方農政局の管轄区域内における農地中間管理機構に関連する交換分合その他土地改良事業による農用地の集団化の促進に関する重要事項についての指導及び連絡調整に関する事務並びに国営の土地改良事業に係る換地に関する事務を行う。

第二百二十三条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第二百二十四条第四号を削る。

第二百三十一条の見出し中「及び情報調整官」を削り、同条第一項中「及び情報調整官それぞれ」を削り、同条第三項を削る。